

個別避難計画作成モデル事業 アドバイザーボード委員からの全体コメント

個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員からの全体コメント①

コメント 1 行動することが大事

- 避難行動要支援者が避難できない場合にどうなるか、まず職員（担当課長以下職員）の皆さんが、**直視**し、**理解**し、**肚落ち**し、**覚悟**を決めないと先に進まない。
- 個別避難計画を担当することとなった市町村の職員は庁舎の中で**机に座っているだけではなくて**、まず、**重度の障害者、認知症高齢者などの非常に厳しいと考えられる方のところに行ってみることが必要。**
- 何から手をつければよいか悩んでいる場合、様式や優先度をつくるという形から入るのではなく、1人でも2人でよいので、**避難行動要支援者と**お会いし、お話を伺い、メモをとり****、その方の**避難の計画の骨子や素案のようなものをまず考え紙に書いてみる**こと、動き、手を動かすことから始めることが適当ではないか。
- その人たちをどうしたら守れるか。守らなければいけないと感じて、**担当者自身の中に火をつけ、熱**を持ち、その熱を、関係者の方々に直接ぶつけていく。そこからしか突破口は開かない。
- 担当者が**パッション（熱）**を持って、**コンパッション（寄り添う気持ち）**を持って、**共感**し、自身の**ミッション（使命）**を自覚し、皆の**ミッション**に広げることが、この取組を進めるためには必要。

個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員からの全体コメント②

コメント 2

態勢づくり

(組織づくり・人づくり・知恵づくり)

(組織づくり)

- 市内の防災担当と福祉担当の連携、あるいは市内外との連携。これがあるところは取組が進みやすいし、ないところは進みにくい。
- 市町村が、このような組織連携を進める手助けが都道府県には可能。都道府県の防災と福祉双方の担当者がともに市町村との会議やヒアリングに参加し「熱を注入していく」。都道府県等の側面支援を生かして市町村内部の組織づくりをしていくことが、市町村では重要であり、市町村の組織づくりには、都道府県において市町村の側面支援を行い得る推進体制づくりをすることが重要。(※参照：愛媛県、京都府)

(人づくり)

- 福祉担当の職員に防災の研修をする、防災担当の職員に福祉の研修をする、これがお互いに大事。特に防災担当の職員は、福祉のことを全くと言っていいほど知らないことが経験的にはある。
- 現場に足を運ぶことが、基礎自治体の職員の基本。是非、施設などに足を運び、障害のある方、高齢で厳しい方に学ばせてもらう。これが、個別避難計画作成の取組に係る人づくりでは必要不可欠。
- 市町村で研修のプランを組み立てて実施した場合、効果の範囲が市町村内にとどまり効果的・効率的とは言いがたいところがある。また、実務的にも、特に、小規模な団体には負担が大きい。このようなことから、都道府県単位で研修をして、そこで担当者同士の関係づくり(顔の見える関係づくり)をすることは効果的・効率的。

個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員からの全体コメント③

コメント2 態勢づくり (前頁からの続き)

(知恵づくり)

- 取組が進んでいるところは、本音が出ている。「こういう問題があるんじゃないか」「ここが大変じゃないか」「支援者が見つからないんだよ」「いろいろやってみたけど、ここがネックになってるんじゃないか」と、本音で議論しながら、そして本気で取り組んでいる。

担当者間で本音で話し合うことが重要。そして、本音で進めているモデル団体からノウハウを学び、自らの団体の知恵づくりに活用することが重要。

- 個別避難計画に係る課題解決を図るためには、市町村や都道府県が相互に相談し合うことで解決につながることを考えられるため、同じく個別避難計画に取り組む市町村や都道府県との間で関係づくり(顔の見える関係づくり)を行うことが重要。

コメント3 福祉専門職の参画

- 庁内の防災担当と福祉担当、そして庁外の事業者や協会等、関係者の中で連携体制づくりをすることは、事業者(経営層や管理職)の理解を得て、当該事業者の職員(福祉専門職等)に参画いただくことに有効。

庁外の関係者との連携において特定の組織や団体に過度に傾斜している場合には、事業者や福祉専門職などの全体からの理解を得ることが困難となる場合がある。個別避難計画作成業務の一部を外部に委託する場合にも、庁外との関係づくりを委託先など特定の団体等に任せきりにして偏ることないよう丁寧に取り組むことが重要。

個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員からの全体コメント④

コメント4 多様な主体の参画

- 地域のいろいろな人を巻き込む工夫、ハードルを下げていく工夫が必要。そのためには地域向けに、どのようにサポートしていくかという講習等が必要。そこに、いろいろな人に参加してもらう工夫が必要。

コメント5 既存の仕組みの活用

- 地域で進めているアプローチは多様。地域の取組、防災や福祉の既存の地域の仕組みをうまく活用して個別避難計画の取組を進めることは有効。（参照：岡山市、榛東村）

コメント6 システムの活用

- 紙ベースで個別避難計画を管理することは、自治体の事務負担が大きいいため、システム化などのデジタル化は重要。
また、クラウド化されていれば、被災した場合にも被災者台帳との連携による効果的・効率的な避難生活支援が可能となる。

コメント7 形骸化の懸念

- 個別避難計画作成の取組が進展した場合、取組が形骸化※しないよう、実際に発生した災害において個別避難計画が機能した事例・しなかった事例の共有などが重要。 ※形骸化：避難の実効性を確保するという目的を達成する手段としての個別避難計画の作成が、手段が目的化し、実効性のない計画が作成され、作成件数のみを追求するような状況が想定されます。

（参照：黒潮町「【参考】令和3年 台風14号 時に避難した「公助が必要な避難行動要支援者」への聞き取り」）

個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員からの全体コメント⑤

コメント 8 継続性の確保

- 担当者の異動などがあっても取組の継続性を確保するためには、取組の内容を要綱にするなど、暗黙知を言語化・文書化し形式知にし、共有化することが重要。

(参照：上越市「福祉避難所の確保や直接の避難」に関する取組事例)

※「庁内・庁外との連携」と「福祉避難所」に関する取組事例と留意点 P. 40～に採録。 https://y-hinan.jp/pdf/meeting/nouhau_no03/document_1.pdf

コメント 9 都道府県の取組

- 全般的に、うまく前に進んでいるところは、各市町村において、しっかりと庁内の体制づくりをした上で取組を始めている。
- 市町村で庁内の体制づくりをするためには都道府県が防災と福祉などの関係課で推進体制づくりをし、市町村の取組を背後から支えることが必要。
- 都道府県において体制づくりができている場合には様々なメリットが生じる。その一例。
兵庫県では、「福祉専門職対象 防災対応力向上研修」の実施主体である県社会福祉士会と主任ケアマネケ更新研修の法定外研修を認定する県介護支援専門員協会の双方ともが県による連携の枠組みに参画している。
これらのことが、「福祉専門職対象 防災対応力向上研修」を主任介護支援専門員更新研修の「法定外研修」への円滑な位置付けにつながり、福祉専門職に対して「福祉専門職対象 防災対応力向上研修」を受講すること、個別避難計画の作成に関与することへの動機付けを提供（インセンティブを付与）が実現できた。

コメント10

政令指定都市の取組

- 区役所と本庁の関係性を役割分担と捉えた場合、避難行動要支援者本人と直接コミュニケーションをとるのは「区役所の福祉や防災の役割であり、本庁は少し遠い」となり、区役所と本庁の関係は、市町村と都道府県の関係と同様の関係性になる。しかし、区役所も本庁も基礎自治体の一部であることを踏まえると、区役所と本庁の関係性は役割分担というよりも、共に取り組むという意識が必要になる。
- 職務分掌としては、本庁の担当者は、本庁の役割の部分だからと遠慮せずに区役所の担当に相談する、本庁と区役所の担当が一緒に動き・考えていくなどの取組が重要。相談等を受ける区役所の担当も、一方の当事者として他人事ではなく、主体的に関与することが重要。区役所と本庁の関係を逆にした場合についても同様。
- 都道府県の例ではあるが、都道府県が、市町村ごとに個別に訪問し、ヒアリングを行ない、顔の見える関係づくりができたことが、その後の取組の推進の原動力になったという事例は、政令指定都市においても同様に有効と考えられる。（参照：京都府）